

ネットワーク事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、地域に活動基盤を持つNPOを核として町内会等と協働し、地域の課題に取り組む事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域の活性化につながる仕組みの構築と魅力ある地域づくりを進めるため、地域コミュニティの活性化に資することを目的とし、必要な事項を定める。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、札幌市補助金交付規則（令和8年規則第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) NPO 特定非営利活動法人又は以下の全ての事項に該当する団体で市内に事務所があるものをいう。
- ア 不特定多数の利益増進に寄与することが目的になっていること。
 - イ 営利を目的としていないこと。
 - ウ 宗教活動が主たる目的となっていないこと。
 - エ 政治活動が主たる目的となっていないこと。
 - オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
 - カ 特定の個人又は団体等の利益目的の事業を行っていないこと。
 - キ 特定の政党のために利用されていないこと。
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
 - ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
 - コ 会則及び会計に係る規則等を設けていること。
- (2) 町内会等 町内会又は自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁に基づいて形成された団体をいう。）若しくはその連合体、及び市民まちづくり活動を行う地縁に基づく団体（地区民生委員・児童委員協議会、福祉のまち推進センター、青少年育成委員会、PTAなど）をいう。
- (3) 助成金等 名称の如何に関わらず、札幌市から交付を受けている、又は受けることが決定している支援を目的とした金銭をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、事業を実施する地域で活動を継続できるNPOとする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱により補助金を交付する事業は、名称をネットワーク事業とする。

2 ネットワーク事業は次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 非営利かつ不特定多数の地域住民を対象とした事業であること。
- (2) NPOが実施主体となり、地域の課題に取り組む新たな事業であること。
- (3) 事業に関わる活動団体の間で、既に連携・協力関係が構築されていること。
- (4) 札幌市内で活動を行う事業であること。
- (5) 補助金を交付した次年度以降においても、持続できる仕組みを有する事業であること。
- (6) 特定の個人又は団体等に限定した親睦又はレクリエーションを主たる目的とする事業ではないこと。
- (7) 特定の個人又は団体等の営利を目的とした事業でないこと、若しくは、その広告・宣伝が直接の目的であると認められる事業でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業でないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (10) 補助金交付年度において、札幌市からの委託や他の助成金等を受ける又は受ける予定の事業でないこと。
- (11) ネットワーク事業として採択された事業であること。

(補助金額)

第5条 補助金は第7条に規定する経費を対象とし、補助期間及び補助上限額については次の各項に掲げるものとする。

2 一のネットワーク事業に対する補助金の交付は4か年度を限度とする。ただし、補助金を受けるにあたっては、各年度において、ネットワーク事業として採択されなければならない。

3 補助上限額は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助1年目は10万円
- (2) 補助2年目、3年目、4年目は100万円又は補助対象経費の90%のいずれか低い額

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付決定日からネットワーク事業として採択された事業実施期間の属する年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第7条 事業の実施に直接必要となる次の各号に定める経費で、前条の補助対象期間内に支払ったものを対象とする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 旅費・交通費
- (4) 消耗品費・材料費
- (5) 印刷製本費
- (6) 光熱水費・燃料費
- (7) 通信運搬費
- (8) 広告宣伝費
- (9) 委託料
- (10) 使用料及び賃借料
- (11) 備品購入費

(12)その他市長が適当と認める経費

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する経費は対象としない。

- (1)建設費
- (2)食糧費
- (3)団体の維持運営に必要な経常的経費
- (4)その他市長が適当でないとする経費

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類に当該各号の事項を記載のうえ、補助を受けようとする事業の申請書（様式1）に添付して市長に申請しなければならない。

(1)事業計画書

- ア 事業内容
- イ 事業期間
- ウ 事業効果
- エ 連携・協力内容
- オ 事業継続に向けた取組内容
- カ その他市長が認める事項

(2)収支予算書

- ア 事業に係る項目別収入予定額及び内訳
- イ 事業に係る補助対象経費及び対象外経費の支出予定額並びに内訳

(3)反社会的勢力ではないことや当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨に係る誓約、また、事実に反することが判明した際の不交付や返還対応等に係る同意に関する書類（様式1-1）

(4)その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は前条の補助金の交付申請があった場合に、補助金の交付事業として認める旨を決定したときは補助金交付決定通知書（様式2）を、認めない旨を決定したときは、理由を付した補助金不交付決定通知書（様式3）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

- (1)札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2)暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3)暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (4)その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

(変更申請等)

第10条 申請者は、ネットワーク事業が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事前に市長に承認を受けなければならない。

(1)事業内容を変更するとき。

- (2)事業を中止又は廃止するとき。
- (3)事業が補助対象期間内に終了しないとき。
- 2 前項の承認は、次の各号に掲げる事項を記載した書類に当該各号の事項を記載のうえ、変更等承認申請書（様式4）に添付して申請するものとする。
 - (1)変更後の事業計画書
 - ア 変更後の事業内容
 - イ 変更後の事業期間
 - ウ 変更後の事業効果
 - エ 変更後の連携・協力内容
 - オ 変更後の事業継続に向けた取組内容
 - カ その他市長が認める事項
 - (2)変更後の収支計算書
 - ア 変更後の事業に係る項目別収入予定額及び内訳
 - イ 変更後の事業に係る補助対象経費及び対象外経費の支出予定額並びに内訳
 - (3)その他市長が必要と認めた書類
- 3 市長は、第1項の承認することを決定したときは、変更等承認通知書（様式5）により、また、承認しないことを決定したときは、理由を付した変更等不承認通知書（様式6）により、申請者に通知するものとする。

（事業実績報告書）

第11条 補助金の交付を受ける者（以下「交付者」という。）は、補助対象事業終了日の翌日から起算して14日以内又は補助対象年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式7）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1)事業収支決算書
- (2)事業の成果を証明するもの。
- (3)その他市長が必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による事業実績報告があった場合においては、その内容等を審査し、当該事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式8）により交付者に通知するものとする。

- 2 交付額の確定にあたり、当該事業の実施に伴う収入があり、補助を受けることによって収益が生じる場合は、対象外経費から収益を減じたものを収益相当額として控除するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金確定後の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算額の交付）

第14条 前条の規定に関わらず、ネットワーク事業の補助対象経費は交付者から第8条の事業申請書において希望があり、かつ市長が認める場合において、事前に概算額を交付することができる。

- 2 前項の概算額の交付を受けた交付者は、補助金交付額確定通知書の受理後7日以内に、

補助金精算書（様式9）を市長に提出して精算するものとする。

（報告の徴収等）

第15条 市長は、交付者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第16条 市長は、交付者が次の各号に掲げる事由のうちいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) ネットワーク事業を中止又は廃止した場合

(4) ネットワーク事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合

(5) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。

(6) 第9条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(7) その他この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、取り消した理由を付した補助金交付取消通知書（様式10）により、速やかに交付者に通知するものとする。

3 第1項第1号から第5号までの規定は、ネットワーク事業について交付すべき補助金交付額確定通知があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、第12条の規定により交付者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、ネットワーク事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を請求するものとする。

（善管注意義務等）

第18条 ネットワーク事業により取得し、又は効用の増加した財産については、ネットワーク事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（取得財産の処分の禁止等）

第19条 ネットワーク事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その台帳を整備し、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 交付者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、ネットワーク事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により、交付者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部または一部を納付させることができる。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第20条 交付者は、ネットワーク事業に関する経理について、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、ネットワーク事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務の取扱に関して必要な事項については市民文化局長が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月4日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称
事務所所在地
代表者の肩書・氏名
電話番号

ネットワーク事業補助金交付申請書

標記事業に関わる補助金の交付を受けたいので、下記のとおり、ネットワーク事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 連携・協力する団体名称
- 3 事業概要
- 4 事業実施期間
- 5 補助金交付対象期間

6 補助金交付申請額			
事業費総額	金		円
補助対象経費	金		円
事業に関する収入	金		円
補助金交付申請額	金		円

- 7 概算額交付の申出
 - (1) 概算払の希望の有無
 - 希望する
 - 希望しない
 - (2) 概算払が必要な理由

8 概算払請求額
金 円 (補助金残額 金 円)

9 振込先口座等
口座名義 フリガナ _____
漢字等 _____

振込先金融機関		預金種目	口座番号
(金融機関名称)	(本・支店名)		
		1 普通 2 当座	

注1 関係書類として、事業計画書及び収支予算書を添付してください。

注2 概算払いを希望する場合には通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを提出してください。

誓約書

ネットワーク事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか、法令等を遵守するとともに、下記に示す要綱第 9 条第 2 項の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、事実を反することが判明した際は、不交付や返還対応等について同意します。

記

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (3) 暴排条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者
- (4) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不相当であると市長が認める者

年 月 日

（宛先）札幌市長

名 称
事務所所在地
代表者の肩書・氏名

様

札幌市長

ネットワーク事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請書を受理した 年度ネットワーク事業に対する補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助対象事業費

3 補助金額

4 補助条件

- (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得てください。
 - (2) 補助金は、目的以外に使用することができません。
 - (3) 事業終了後 14 日以内又は補助対象年度の 2 月末日のいずれか早い方に、要綱第 11 条に定める事業実績報告書に事業収支決算書及び事業の成果を証明する書類を添付し、市長あて提出してください。
 - (4) 補助対象事業に係る決算額が補助対象事業費に満たないときは、その満たない額に応じて補助金額を減じます。
 - (5) 補助対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、補助金額から(4)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減じます。
- 5 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがあります。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがあります。

様式 3

第 号
年 月 日

様

札幌市長

ネットワーク事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請書を受理した 年度ネットワーク事業に対する補助金については、下記の理由により交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

- 1 事業名
- 2 法人（団体）名
- 3 交付しない理由

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称
事務所所在地
代表者の肩書・氏名

電話番号

ネットワーク事業補助金交付変更等承認申請書

標記事業の変更について承認を受けたいので、下記のとおり、ネットワーク事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更理由
- 3 変更内容
- 4 補助金交付申請額

	変更後		変更前	
事業費総額	金	円	金	円
補助対象経費	金	円	金	円
事業に関する収入	金	円	金	円
補助金交付申請額	金	円	金	円

注1 3は変更後と変更前を対照させて、経費とその内訳の違いを明らかにしてください。
これにより難しいときは、当該事項を記載した別紙を添付してください。

2 関係書類として、変更後の事業計画書及び変更後の収支計算書を添付してください。

様

札幌市長

ネットワーク事業補助金交付変更等承認通知書

年 月 日付けで申請書を受理した 年度ネットワーク事業に係る事業変更等承認申請については、下記のとおり承認することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 変更後の補助対象事業費
- 3 変更後の補助金額
- 4 補助条件
 - (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得てください。
 - (2) 補助金は、目的以外に使用することができません。
 - (3) 事業終了後 14 日以内又は補助対象年度の 2 月末日のいずれか早い方に、要綱第 11 条に定める事業実績報告書及び事業収支決算書及び事業の成果を証明する書類を添付し、市長あて提出してください。
 - (4) 補助対象事業に係る決算額が補助対象事業費に満たないときは、その満たない額に応じて補助金額を減じます。
 - (5) 補助対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、補助金額から(4)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減じます。
- 5 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めるときは、補助を取消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがあります。
- 6 市長が必要と認めるときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがあります。

注 1 補助金は事業終了後、確定された金額を交付します。

- 2 既に概算額の交付を受けており、変更後の補助対象額が交付済みの概算額を下回る場合は変更後の補助対象額に至るまでその差額を返還していただくことになります。

第 号
年 月 日

様

札幌市長

ネットワーク事業補助金交付変更等不承認通知書

年 月 日付けで申請書を受理した 年度ネットワーク事業に対する事業変更等承認申請については、下記の理由により承認しないことと決定しましたので、通知します。

記

- 1 事業名
- 2 法人（団体）名
- 3 承認しない理由

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称
事務所所在地
代表者の氏名
電話番号

ネットワーク事業実績報告書

標記事業の実施結果について、下記のとおり、ネットワーク事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 連携・協力した団体の名称
- 3 事業実施期間
- 4 補助金交付対象期間

5 補助金額		
事業費総額	金	円
補助対象経費	金	円
事業に関する収入	金	円
<u>補助金額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

注 関係書類として、事業収支決算書及び事業の成果を証明するものを添付してください。

様

札幌市長

ネットワーク事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで受理した事業実績報告について、下記のとおり、年度ネットワーク事業に関わる補助金額を確定したので、通知します。

記

1 補助対象事業名

2 法人（団体）名

3 補助金確定額

事業費総額	金	円
補助対象経費	金	円
事業に関する収入	金	円
<u>補助金交付確定額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

注 補助金の概算額の交付を受けている場合は、この通知を受け取ってから7日以内に補助金精算書（様式9）を提出してください。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名称
代表者の肩書・氏名

電話番号

ネットワーク事業補助金精算書

年 月 日付で通知のありました補助金交付確定額について、下記のとおり、ネットワーク事業補助金要綱第 14 条第 2 項の規定により、精算します。

記

1 事業名

2 法人（団体）名

3 補助金精算額

補助金交付確定額	金	円
交付済概算額	金	円
交付（返還）額	金	円

注 補助金の返還額があるときは、別途送付する納付書の期日までに納付してください。

様

札幌市長

ネットワーク事業補助金交付取消通知書（兼補助金返還請求書）

年 月 日付けで決定した 年度ネットワーク事業補助金については、補助金の（一部・全部）を取り消すことと決定しましたので、通知します。

記

1 事業名

2 主たる事務所の所在地

3 取り消した理由

4 補助金返還額

補助金交付決定（確定）額	金	円
交付済補助金（概算）額	金	円
<u>補助金取消額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>
補助金返還請求（交付）額	金	円

注 補助金の返還額があるときは、別途送付する納付書の期日まで納付してください。